

○政党助成法に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の閲覧に関する規程

平成九年六月二十四日選挙管理委員会告示第五十二号

(趣旨)

**第一条** この規程は、政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第五項の規定による支部報告書、支部総括文書又は監査意見書（以下「支部報告書等」という。）の閲覧の請求に關し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

**第二条** 支部報告書等の閲覧の請求は、閲覧請求書（別記様式）によりしなければならない。

(閲覧の方法等)

**第三条** 支部報告書等の閲覧は、職員の執務時間中に、千葉県選挙管理委員会内においてしなければならない。

- 2 支部報告書等は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 3 支部報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- 4 前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式（第二条）

閲 覧 請 求 書

1 請求年月日 年 月 日

2 請求人氏名等 \_\_\_\_\_ (満 歳)

(職業) \_\_\_\_\_

3 住 所 \_\_\_\_\_

(電話) ( ) \_\_\_\_\_

4 閲 覧 事 項

対象年	政 党 支 部 の 名 称
年分	
年分	
年分	
年分	
年分	